

和寒町新型コロナウイルス感染症対策に係る飲食店宿泊施設に対する 緊急支援事業について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、特に経営に大きな影響を受けている町内の飲食や宿泊事業者を対象に、緊急的に助成金を交付する。

2 助成対象者

- (1)町内飲食店 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)による飲食店営業の許可証を有し、建物の店内に客席を設け専ら客に飲食をさせる業態又は店内で飲食させるための席を設けている食料品販売店。
- (2)宿泊事業者 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)による営業許可を受けている事業者。
- (3)交付要件等 町内に店舗を有し又は借り受けて営業している飲食店又は宿泊事業者で、令和 2 年 1 月 31 日までの 1 年間に於いて年間 3 ヶ月以上の営業実績があり、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、次のいずれかの方法で減収が認められる事業者。
 - ①令和 2 年 2 月から 5 月までのいずれかの月の売上が、前年同月と比較して 5 万円以上の減収となった場合
 - ②令和 2 年 2 月から 5 月までのうち、連続する 3 ヶ月の売上合計が前年同月の連続する 3 ヶ月の売上合計と比較して 10 万円以上の減収となった場合

3 助成金の額

減収が認められた交付対象者 1 件につき 30 万円

4 助成金の交付申請

要件を満たす事業者等は、交付申請書に

- ①食品衛生法又は旅館業法による営業許可証の写し
- ②本年及び前年決算書等営業実績が確認できる書類（確定申告書等）の写し
- ③振込先口座の情報が記載された振込依頼書を添付して申請するものとする。

詳しくは、産業振興課商工観光労政係 32-2423 まで